

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和2年6月

知事指定確認検査機関
沖縄建築確認検査センター(株)

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和2年2月5日付け国住指第3643）」及び同改訂版計画策定指針に基づき策定される「第3次沖縄県建築行政マネジメント計画」の一部となるもので、改訂指針を踏まえて、建築確認審査の迅速化及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等（運用改善前）

(1) 審査に要する所要期間

物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析する。

表1 昨年末3カ月間に確認済証を交付した全建築物（ただし、計画変更や設備・工作物を除く）の確認申請提出日から確認済証交付までの平均所要日数を示す。

（令和元年10月～令和元年12月）

	確認申請提出日から確認済証交付日までの平均所要日数*（単位：日）					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数
ルート2判定	24	19	18	10	42	29
1～3号建築物 (ルート2を除く)	52	17	—	—	52	17
4号建築物	13	3	—	—	13	3

表2 平成31年度に審査した構造計算適合性判定を要する建築物で確認申請提出日から確認済証交付までの平均所要日数を示す。

令和元年度（平成31年度）実績

	確認図書提出日から確認済証交付日までの平均所要日数*（単位：日）					
	1号建築物		3号建築物		1～3号建築物	
	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数
ルート2判定	—	—	56	30	56	30
ルート3判定	78.4	30.5	101.4	32.5	79.5	30.1

※：「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

(2) 審査に要している所要期間の分析

○規模別分析

ア) ルート2判定建築物

H27年度より改善され、確認審査の総日数も2割5分減する期間となっており、順調に審査を要していると判断できる。

- ・ 所要期間が35日を超える物件
 - ① 設計者の補正・追加説明書の対応に時間を要している。
 - ② 申請者の都合（建設計画等）により保留期間が発生した。

イ) 1～3号建築物、ウ) 4号建築物

全体的に審査日数が増加している。年末に申請件数が増加していることも考えられる。省エネの審査により確認の審査日数に影響が出ているということはないと把握している。構造適判に係る審査日数に時間がかかっている。

- ・ 所要期間が35日（7日）以内の物件
 - ① 申請内容に不備事項が少なく、審査・補正とも速やかに行われている。
- ・ 所要期間が35日（7日）を超える物件
 - ① 確認審査中に特定行政庁等の許認可事項となり時間を要している。
 - ② 設計者の補正・追加説明書の対応に時間を要している。
 - ③ 申請者の都合（建設計画等）により保留期間が発生した。

○目標の設定:分析結果より、下記の目標値を設定する。

ア) ルート2判定建築物	32日
イ) 1～3号建築物（ルート2建築物を除く）	32日
ウ) 4号建築物	6日

(3) 確認申請のフロー

- ・別紙のとおり

(4) 確認審査担当者配置

事務所	担当者	担当者数
那覇事務所 Tel 098 - 835 - 4700 沖縄県那覇市樋川1 - 11 - 3	確認検査員	10人
	審査員（意匠・設備）	10人
	審査員（構造）	3人
中部事務所 Tel 098 - 929 - 3600 沖縄県沖縄市登川2 - 1 - 15	確認検査員	8人
	審査員（意匠・設備）	8人
	審査員（構造）	3人

3. 建築確認審査の迅速化のための取り組み

(1) 確認申請引受時の審査体制

- ・ 受付窓口には建築士の資格を持つ技術者を配備し、書面審査、特定行政庁等の許認可および市町村等への協議事項等の有無等を確認する。
- ・ 申請地調査内容等において、十分なヒアリング審査を行うこととする。
- ・ 確認申請整理票及び現地調査票等も、その都度改善し改正法等に対応している。

(2) 確認審査体制

- ・ 受付審査、意匠・設備審査、構造審査にそれぞれの専門担当者を配備し、相互間の審査状況を把握しながら並行して各審査を行うこととする。
- ・ 前回の推進計画より、確認検査員を増員し迅速化を図っている。
- ・ 建築基準適合範囲内の補正期限は概ね2週間以内とし、速やかに審査を進めることとする。
- ・ 各担当者は、講習会および会議等への積極的に参加し、技術の向上を図る。また、意匠・設備・構造の担当者相互間においても情報の共有化を図ることとする。
- ・ 4号建築物については、受付時の対面審査を取入れ処理までの迅速化を図っている。
- ・ データベース等を活用し設計者の適格性の確認。

(3) 消防関連の並行審査等の具体的方法の策定

- ・ 消防同意物件については、消防側との事前協議を行うことを要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

(4) 沖縄県特定行政庁連絡協議会等における意見交換会

- ・ 連絡協議会や特定行政庁等連絡会議に参加し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内特定行政庁等で統一を図っていく。

(5) その他確認審査手続きの迅速化のための取り組み

- ・ 事前相談 事前に予約を行ったうえで、法文解釈および取扱い、その他確認申請のスケジュール等の相談・協議を受ける。
- ・ 関連法令の許可等 関連法令の許可等は、確認申請引受け前に許可申請をしていることを引受け要件とし、建築確認が保留することなく許可等が進むことを条件とする。
- ・ 所要日数調査 定期的に審査・補正期間を分析し、停滞がある場合はその原因解明と対策の検討を行う。

4. 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 物件ごとの進捗状況管理

- ・ 担当確認検査員により徹底した進捗状況管理を行い、そのほか定期的に所内全体で進捗状況の確認と対処法等を検討する。

- (2) 審査員への指導等の取り組み
 - ・ 定期的な会議および研修を行い、そのほか必要に応じて個別で内部協議を行う。
- (3) ご意見窓口等の設置
 - ・ 業務に関し意見を受け付ける窓口を各事務所およびホームページ上に設置し、苦情・要望等の意見を把握・対応を行う。
- (4) 審査基準の一律化に向けての取り組み
 - ・ 日本建築行政連絡会議等により、確認審査に当たっての運用の明確化を図り情報の共有化を図る。
 - ・ 「沖縄県建築基準法取扱基準」や確認審査マニュアルにより、確認審査にあたっての審査方法の明確化及び円滑化を図る。
- (5) その他、確認審査手続きの迅速化のための取り組み
 - ・ 設計者と建築基準関連法令等の勉強会を実施するとともに意見交換の場を設けることとする。
 - ・ 建築関係団体を通じて、確認審査の迅速化のための意見交換会および協力依頼をおこなうこととする。

5. その他、検査までのマネジメント計画に係る連携としての取り組み

- (1) 中間検査・完了検査の徹底
 - ・ 各検査時において工事監理の状況の確認を行うほか、工事監理者の立会を求める。
- (2) 工事監理業務の適正化とその徹底
 - ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底。
 - ・ データベース等を活用した工事監理者の適確性の確認。
 - ・ 工事管理状況報告書提出義務の徹底。
- (3) 仮使用認定制度の適確な運用
 - ・ 特定行政庁、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保。
 - ・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成。
- (4) 建築確認申請等の電子化の推進
 - ・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む）の模索。
 - ・ 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項の規定にむけた情報収集。
 - ・ 確認審査報告の電子化推進の可能性についての模索。
- (5) 省エネ適合性判定機関との連携
 - ・ 自社で確認申請と省エネ適判が行われている建築物に関する、確認審査・検査部門と省エネ適判部門との連携体制についての構築。

確認申請フロー

(R2年6月)

沖縄建築確認検査センター

建築主・設計者	沖縄建築確認検査センター	消防	構造計算適合性判定機関 (構造適判)	省エネ適合性判定機関 (省エネ適判)
<p>●事前調査等 ※申請後の変更がないよう、事前の十分な調査と協議をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートに基づき書類等作成 ・市町村等で事前調査等を行い、「現地調査票」「調整事項に関する届け出」を作成 ・消防と事前協議 ・省エネに関する事項設備機器 	<p>事前協議</p>	<p>事前協議</p>		<p>事前協議</p>
<p>事前協議： 相談事項をまとめ、なるべくご予約にてご相談を願います。</p>				
<p>●確認申請書の提出 ※申請書及び添付書類については、「確認申請時おける書類・図面等の添付位置について」をご参照ください。 ※「沖縄県建築確認申請等運用要綱」を充分ご確認ください。</p>	<p>●確認申請受理（引受証交付） (省エネ適判受付) ※書類の不備等により受付できない場合がございます。</p>			
<p>●手数料等のお振込 ※御請求書に振込み内容が確認できる書面を添付の上、FAX等にてご返信願います。</p>	<p>●審査開始 ①現場調査 ※実施する場合は交通費等有敷地状況・道路状況の確認</p> <p>②本審査（担当者及び確認検査員） ※意匠設備審査と構造審査を審査指針（チェックリスト）に基づき、各専任の担当者による審査を行います。 ③省エネ適判</p>			
<p>●再検討（期限付き）</p> <p>●回答（期限付き）</p>	<p>●審査結果のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①「補正通知」にて補正等を通知いたします。期限内に回答願います。業務期限は保留されません。 ②期限内に回答できない場合申請者宛てに「法定通知」を交付し、期間を延長します。業務期限は保留となり、回答後、再開いたします。 			
	<p>●消防及び適判判定</p> <p>消防同意 → 消防審査</p> <p>整合性審査 ← 消防同意</p> <p>〃 ← 構造適合性判定</p> <p>〃 ← 省エネ適合性判定</p>		<p>構造適合性判定</p>	<p>省エネ適合性判定</p>
	<p>●確認処理 「確認済証」交付</p>			